OUR PRIDE

One Asia Lawyers Group / 弁護士法人One Asia(日本メンバーファーム)

日本・アジアをつなぐワン・ストップの 法律のプラットフォームを創造する

~アジア一円の最新の法制度·法令状況を包括的に提供~

日本とアジアをつなぐワン・ストップの 法律プラットフォームを創造

1.One Asia Lawyers Groupとは

アジアの経済発展や人口増加等に伴い、ASEAN、南アジア、オセアニア等に展開する日本企業が増加を続けています。One Asia Lawyers Group は、アジア各国の法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、ワン・ストップでシームレスに提供するために設立された日本で最初のASEAN、南アジアおよびオセアニア法務特化型の独立した法律事務所のグループであり、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人One Asia となります。

One Asia Lawyers Group のメンバーファーム 所属の弁護士・スタッフは、アジア各国での業務 経験を積み、アジアおよびオセアニアの法律実務 に精通した専門家等で構成されています。日本各 地のほか、アジアにも現地オフィスを構え、また 現地の法律事務所と提携することにより、アジア 各国の法律に関するアドバイスを一括して提供で きる体制を整えることに注力しております。

2.ASEAN、南アジア諸国、オセアニア、UAEに 拠点

One Asia Lawyers Groupは、日本(東京・大阪・福岡・京都)、ASEAN諸国のみならず、南アジア(インド・バングラデシュ・スリランカ・ネパール・パキスタン等)、オセアニア(オーストラリア・ニュージーランド)、アラブ首長国連邦(UAE)に現地オフィスまたはメンバーファームを有し、これら全域につき、ワン・ストップで一括して、法律に関するアドバイスを提供するためのプラットフォームを創り上げています。そのため、クライアントがそれぞれの法域において、別々の窓口・事務所を起用する必要はなくなり、1つの窓口で各国の法律に関するアドバイスを受けることが可能です。

3.クオリティ・スピード・フィーへのこだわり

クライアントの各国での成長を支援するため、 クオリティ・スピード・フィーの3つの要素にこ だわったサービスを提供いたします。



One Asia Lawyers Group全体での社員旅行@ベトナム・ダナン(2023年11月)

元することで適切なフィーでのサービス提供を図っております。

4.現地弁護士と日本人弁護士が綿密に協働する体制を構築

One Asia Lawyers Group においては、アジア現地法のアドバイスを提供できる体制を整えていることはもちろん、アジア各国の現地オフィス・メンバーファームにできるだけ日本人弁護士・スタッフ

を配置し、日本語でサービスを提供できる体制を 整えております。

アジア現地の日本人弁護士・スタッフは、アジア各国の弁護士とコミュニケーションを行う役割にとどまらず、アジア各国に自ら身を置き、自身でアジア各国の法律の研究、実務経験を積んでおります。そのため、法律の知識に裏打ちされながらも、現地の商習慣、実務慣行などを理解した上で、現地に根付いたプラクティカルなアドバイスを提供することが可能です。



アジアに進出・投資を行う日本企業は、アジア 各国の法律・規制を把握しておくだけではなく、 かような進出・投資などに関する経営判断が日本 法に基づいても合理的なのか把握する必要があり ます。また、アジアと日本の関係が深化する中、 アジア諸国から日本への投資も増加しております。

One Asia Lawyers Groupの日本メンバーファームである弁護士法人One Asiaでは、クロスボーダー案件はもちろん、日本国内における法務もワン・ストップで法律に関するアドバイス等のサービス提供が可能です。

弁護士法人One Asia は、企業法務全般、訴訟・仲裁などの紛争解決、M&A、金融、ファイナンス、コンプライアンス対応、不祥事・危機対応、建設・土木・不動産、労務、IT、ベンチャー企業支援、交通事故、倒産・再生、家事事件、刑事事件などの多様な専門性を持つ弁護士が所属しており、日本における企業活動に求められるすべての分野に関する法律業務を、各専門家と連携しながらサポートしております。



ベトナムオフィスオープニングセレモニーでの日本メンバー挨拶(2023年11月

アラブ首長国連邦(UAE)に拠点拡大

One Asia Lawyers Groupは、中東におけるグローバル企業・日本企業の取引や商業的利益をサポートするための様々な法的支援の提供にも注力しています。UAEやサウジアラビアをはじめとする中東湾岸諸国においては、石油・ガス関連産業の発展のみならず、観光、フィンテック、先端技術分野など他の分野への多角化を図り、自国でも重要な金融センターとなりつつあります。また、人口が多く、国内市場が大きいトルコ、エジプトは、製造業への投資が活発であり、技術大国であるイスラエルは、スタートアップをはじめとして各国の投資家からの投資が集まっています。

そこで、One Asia Lawvers Group は、2022年 にUAEにおいて現地法律事務所と新たに提携を いたしました。UAEのメンバーファームである Alsuwaidi & Company は、UAE内に3拠点(ド バイ、アブダビ、アジュマーン)を有するUAEの 総合法律事務所で、評価機関であるLegal500、 Chambersなどでもこの地域でトップファームに 選出されています。また、Alsuwaidi & Company は、 サウジアラビアをはじめとする湾岸諸国、トルコ、 イラン、イスラエル等の中東諸国に関する商取引 について、幅広い経験を有しています。そして、 ドバイには企業法務・フィンテックに精通した日 本人弁護士が駐在し、現地の法令情報を収集する とともに、中東全域の各国法務人材とのネットワー ク強化を図っています。さらに、中東はアフリカ への入り口としても機能しており、中東を通して、 アフリカに進出する企業へのサポートも提供して おります。

OUR PRIDE

このようにOne Asia Lawyers Group においては、中東のハブである UAE から、中東全域・アフリカに進出するクライアントのための法的サポートを行う万全の体制を整えております。

法令情報提供サービス/グローバル内部通報制度

1.有料ニューズレター配信「Asia Law 360」

One Asia Lawyers Groupでは有料情報サービスである「Asia Law 360」を提供しております(https://al360.legal/)。

本サービスは、会員制情報サイトとなっており、アジア全域に展開する日本企業・グローバル企業のために①各アジア法域における官報、公告などを網羅的に確認し、当月公表された法令等をリストアップした上で、②現地勤務経験を有する弁護士・専門家が、日本企業・グローバル企業にとって影響がある法令をピックアップし、簡単な解説を加え、③日本企業の担当者にメールなどで連絡をしたり、プラットフォーム上でその内容の確認をしたりできる体制を構築しております。さらに内容の詳細、お客様それぞれの案件に応じた対応方針などは、お問い合わせいただいた上で対応することも可能です。

これによって、日本企業の法務・コンプライアンス担当者は、アジアにおける法令の改正を網羅的に把握することができ、必要な法務上の対応策を発見し、担当の部署、ビジネスサイドにアジアにおける法令改正への対応を迅速に求めることができます。



シンガポールチームの社員旅行@インドネシア・ビンタン島(2023年4月)

2.グローバル内部通報制度

近年、経営のグローバル化が進み、コンプライアンスの徹底は、日本国内だけではなく、世界全体で必須となってきています。

One Asia Lawyers Group においては、日本国内だけではなく、各国に現地オフィスおよび提携事務所を有している強みを生かし、日本国内だけではなく、グローバルでのコンプライアンス規定の整備、内部通報制度窓口の設置の法的支援(Global Whistle-Blowing System (GWS))を行っております(https://wb.oneasia.legal/)。

内部通報窓口設置のサービスについては、既に数々の企業からお問い合わせ・ご利用をいただいております。GWSをご利用いただき、内部通報窓口を設置することにより、各企業は各国に法務・コンプライアンス担当者を配備することなく、各国における従業員らからの内部通報、刑事事件発生時などの有事における危機への対応を行うことが可能となるため、非常に有益な制度となっております。

GWSは、日本・アジア等の各国の弁護士によるレビュー・監修を受けており、日本・アジア等の各国において、実際に不正事案等が発生した場合には、各国の弁護士が迅速に対応することができる体制を整えております。

情報提供および受賞歴

1.ニューズレターの配信

One Asia Lawyers Groupでは、各国の現地オ

フィス・提携事務所と協働して、 日本、ASEAN、南アジア、オ セアニア等に関する新法・法改 正およびクライアントに有益な 最新情報をニューズレターにて 定期的に配信しております。各 記事はWebサイト上でも閲覧 できますので、登録をご検討い ただけますと幸いです。

2.受賞歴

One Asia Lawyers Group は、 アジア太平洋地域全体のニュー ス、ビジネストレンド等の情報 を提供する「APAC Insider」が開催する 年次表彰プログラム「APAC Insider Legal Award 2023」において、「Best Japanese Business M&A Firm 2023 -South East Asia」に選出されました。

また、アメリカのHRメディア「Manage HR APAC magazine」にて、「Top 10 Employment Law Firms in APAC recognition」に選出され、労務分野でも 評価をされています。

その他、世界で最も信頼されているビジネスとテクノロジーの専門家のためのウェブマガジンサイトの一つである「The Silicon Review 7月号」にて、当事務所が「5 Best Legal Services to Watch 2023」の1つに選ばれ、また、グループ代表の栗田哲郎弁護士が、「CXO Outlook® magazine 5月号」にて「10 Most Inspiring Business Leaders - 2023」に選出されるなど、様々な面で評価をいただいています。

ASEAN、南アジア、オセアニアの 社会の発展に向けて

One Asia Lawyers Group の究極的な目標は、 日本、ASEAN、南アジア、オセアニアの社会の 発展に貢献することです。そのため、One Asia Lawyers Group のメンバーは積極的に CSR 活動 を行って参ります。

1.日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得の支援活動

アジアの多くの法域においては、コモン・ロー (判例法)の法域が多く、コモン・ローの理解が必 須となっております。この点、イギリスの法律を 大胆に取り入れ、アジアのスタンダードの法律に なりつつあるシンガポール法を理解することは、今後の日本の法曹にとって重要です。One Asia Lawyers Groupでは、日本弁護士等のシンガポール法曹資格取得のための支援活動を行っております。

2.ASEAN、南アジアにおける社会貢献活動

One Asia Lawyers Groupでは、アジアにおける社会貢献活動に力を入れており、積極的に募金活動、ボランティア活動を行います。

また、One Asia Lawyers Groupの弁護士らは



タイチームの社員旅行@プーケット(2023年11月)

神戸大学、一橋大学などの講師を務めるなど、教 育活動にも力を注いでいます。

その他、ASEAN、南アジア、オセアニアの法整備に向けた活動に対して、積極的に支援を行っていきます。例えば、カンボジアでは、民法・民事訴訟法が日本の支援により起草され、施行されていますが、ときには公共機関と連携し、民間レベルの法整備支援に協力して参ります。



ONE ASIA LAWYERS

One Asia Lawyers Group/ 弁護士法人 One Asia (日本メンバーファーム)

弁護士数:35名(2023年12月末現在) 〒100-6031 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング31階 TEL:03-6550-9000(代表) URL:https://oneasia.legal/ Mail:info@oneasia.legal



One Asia Lawyers Groupは、ASEAN、南アジア諸国およびオセアニアの法律に関するアドバイスを、アジア各国のネットワークを基礎として、シームレスにワン・ストップで提供するために設立された、独立した法律事務所のグループで、その中核を担うのが日本のメンバーファームである弁護士法人 One Asiaとなります。

現在、日本(東京・大阪・福岡・京都)とベトナムに弁護士法人 One Asiaのオフィスを構え、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インド、オーストラリア/ニュージーランド、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、パキスタンに提携法律事務所を有しています。

One Asia Lawyers Groupのメンバーは、現地で業務経験を積み、 ASEAN+南西アジア+オセアニア各国の法律実務に精通した 専門家等で構成されており、日本を含め、各国の法律サービスを 一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

お問い合わせ先 TEL:03-6550-9000 Mail:info@oneasia.legal